

**佐賀県規則第23号**

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>(職員の区分)</p> <p><b>第4条の6</b> 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の<u>ア又はイ</u>の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>別表（第4条の6関係）</p> <p>ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">第5号</td> <td>1～7 略</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表<u>第2号給</u>の給料月額を受けていたもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 略</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>イ <u>平成18年4月以後</u>の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>	略		第5号	1～7 略	区分	8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表 <u>第2号給</u> の給料月額を受けていたもの		9 略	略		<p>(職員の区分)</p> <p><b>第4条の6</b> 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の<u>アからエ</u>までの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p> <p>別表（第4条の6関係）</p> <p>ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">第5号</td> <td>1～7 略</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表<u>2号給</u>の給料月額を受けていたもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 略</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>イ <u>平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間</u>の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>	略		第5号	1～7 略	区分	8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表 <u>2号給</u> の給料月額を受けていたもの		9 略	略	
略																					
第5号	1～7 略																				
区分	8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表 <u>第2号給</u> の給料月額を受けていたもの																				
	9 略																				
略																					
略																					
第5号	1～7 略																				
区分	8 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表 <u>2号給</u> の給料月額を受けていたもの																				
	9 略																				
略																					

改正前		改正後	
第1号 区分	<p>1 <u>平成18年4月1日以後適用されている佐賀県職員給与条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>3 <u>平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後の任期付職員条例</u>」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>4 <u>平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後の任期付研究員条例</u>」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p>	第1号 区分	<p>1 <u>平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた佐賀県職員給与条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>3 <u>平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付職員条例</u>」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>4 <u>平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究員条例</u>」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p>
第2号 区分	<p>1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9</p>	第2号 区分	<p>1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属</p>

改正前		改正後	
	<p>級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p>		<p>する職務の級が9級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p>
第3号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5</p>	第3号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属</p>

改正前		改正後	
	<p>級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表第4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月1日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与条例</u>(以下「<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>		<p>する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた佐賀県公立学校職員給与条例</u>(以下「<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>
第4号区分	1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u> 又は <u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u> の行政職給料表の適用	第4号区分	1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u> 又は <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校</u>

改正前	改正後
<p>を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 <u>平成18年4月以後の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後の任期付研究員条例</u>第5条第1</p>	<p><u>職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究</u></p>

改正前		改正後	
	<p>項の給料表の適用を受けていた者で同表第3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p>		<p><u>員条例第5条第1項</u>の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p>
第5号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例又は平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第2号区分の項第3号、第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)又は<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち別に知事が定めるもの又は6級若しくは7級であったもの(第2号区分の項第5号、第3号区分の項第5号及び第4号区分の</p>	第5号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例又は平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第2号区分の項第3号、第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)又は<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち別に知事が定めるもの又は6級若しくは7級であったもの(第2号区分の項第5号、第</p>

改正前		改正後	
	<p>項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表第2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>		<p>3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>7 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付職員条例</u>第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>8 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>9 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第6号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>又は<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの又は5級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)又は<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>	第6号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>又は<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの又は5級であったもの</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(二)又は<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>

改正前		改正後	
	<p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は特2級であったもの</p>		<p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究員条例</u>第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は特2級であったもの</p>
第7号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>又は<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が</p>	第7号区分	<p>1 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>又は<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例</u>の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>4 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例</u>の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもの</p>

改正前		改正後			
	<p>定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の項第4号、第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 <u>平成18年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)</u>又は<u>平成18年4月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 <u>平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(三)</u>の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 <u>平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</u></p> <p>8 <u>平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>		<p>のうち別に知事が定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の項第4号、第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)</u>又は<u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)</u>の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</u></p> <p>8 <u>平成18年4月以後令和3年3月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>		
略		略			
		<p>ウ <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>第1号区分</u></td> <td><u>1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた佐賀県職員給与条例(以下</u></td> </tr> </table>		<u>第1号区分</u>	<u>1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた佐賀県職員給与条例(以下</u>
<u>第1号区分</u>	<u>1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた佐賀県職員給与条例(以下</u>				

改正前	改正後
	<p data-bbox="1317 260 2022 379">「令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p data-bbox="1317 387 2022 539">2 令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p data-bbox="1317 547 2022 778">3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p data-bbox="1317 786 2022 1066">4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p data-bbox="1171 1074 1272 1153">第2号区分</p> <p data-bbox="1317 1074 2022 1193">1 令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p data-bbox="1317 1201 2022 1321">2 令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p data-bbox="1317 1329 2022 1353">3 令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与</p>

改正前	改正後	
		<p><u>条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>7 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</u></p>
	第3号 区分	<p>1 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p>

改正前	改正後	
		<p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>7 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>8 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>9 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた佐賀県公立学校職員給与条例（以下「令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p>
	第4号区分	<p>1 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの（第1号区分の項第2号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>7 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>8 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</u></p>

改正前	改正後	
		<p>9 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</u></p>
	<p>第5号 区分</p>	<p>1 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち別に知事が定めるもの又は6級若しくは7級であったもの(第2号区分の項第5号、第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でそ</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>の属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>7 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>8 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>9 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p>
	第6号区分	<p>1 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの又は5級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p>

改正前	改正後	
		<p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は特2級であったもの</u></p>
	<p><u>第7号区分</u></p>	<p>1 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例又は令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>3 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p> <p>4 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の項第4号、第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>5 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は令和3年4月以後令和</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>4年3月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>6 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級若しくは5級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>7 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</u></p> <p>8 <u>令和3年4月以後令和4年3月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>第8号区分 <u>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</u></p>
	<p>エ <u>令和4年4月以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</u></p>	
	<p>第1号区分</p>	<p>1 <u>令和4年4月1日以後適用されている佐賀県職員給与条例(以下「令和4年4月以後の県職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級</u></p>

改正前	改正後	
		<p>が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p><u>3 令和4年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「令和4年4月以後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給以上の給料月額を受けていたもの</u></p> <p><u>4 令和4年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「令和4年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</u></p>
	<p>第2号 区分</p>	<p><u>1 令和4年4月以後の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u></p> <p><u>2 令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u></p> <p><u>3 令和4年4月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p><u>4 令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p><u>5 令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</u></p>
	<p>第3号</p>	<p><u>1 令和4年4月以後の県職員給与条例の行政職給料</u></p>

改正前	改正後	
	区分	<p><u>表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>4 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>5 <u>令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>6 <u>令和4年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>7 <u>令和4年4月1日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与条例(以下「令和4年4月以後の学校職員給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p>
	第4号区分	<p>1 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>4 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第1号区分の項第2号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>5 <u>令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>6 <u>令和4年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>7 <u>令和4年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</u></p> <p><u>第5号区分</u></p> <p>1 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>4 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p> <p>5 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u></p> <p>6 <u>令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>7 <u>令和4年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>8 <u>令和4年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p>
	第6号区分	<p>1 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>級であったもののうち別に知事が定めるもの又は5級であったもの</u></p> <p>3 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u></p> <p>4 <u>令和4年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの</u></p> <p>5 <u>令和4年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は特2級であったもの</u></p>
	第7号区分	<p>1 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p> <p>2 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に知事が定めるもの又は4級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>3 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</u></p> <p>4 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち別に知事が定めるもの又は3級であったもの（第3号区分の項第4号、第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>5 <u>令和4年4月以後の県職員給与条例の医療職給料表（二）又は令和4年4月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>6 <u>令和4年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</u></p> <p>7 <u>令和4年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち別に知事が定めるもの</u></p>
	第8号区分	<u>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。